

議案第 95 号

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 10 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「償還免除」の前に「償還金の支払猶予、」を加え、「一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「報告等、一時償還及び違約金」に、「法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条まで」を「法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。